

# 令和8年度鳥羽市宿泊施設美観整備事業補助金募集要領

## ■目的

宿泊税を財源として、市内宿泊施設の外観及び機能の整備を支援し、観光資源の魅力向上及び旅行者の受入環境の充実を図ることを目的とします。

## ■募集期間 令和8年6月15日(月) から 令和8年7月3日(金) 17時 まで

※ 先着順ではありません。申請内容を審査のうえ、交付対象者を決定します。

※ 申請額の総額が予算額を上回る場合など、減額又は不採択となる場合があります。

## ■補助対象者

次のすべてを満たす事業者

- 市内で宿泊施設を運営する宿泊事業者であること  
(旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業(同法第4項に規定する下宿営業を除く。)又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に規定する住宅宿泊事業の経営者)
- 鳥羽市宿泊税条例(令和7年条例第17号)に規定する宿泊税の特別徴収義務者の指定を受けていること
- 市税に滞納がないこと
- 鳥羽市暴力団排除条例(平成23年条例第6号)に規定する暴力団、暴力団及びその関係者に該当しないこと

## ■補助対象事業

宿泊施設において実施する次の事業

- 外観(外壁、屋根、看板、照明等)の修繕・改修
- 客室、玄関、ロビー等の共用部分の改修
- バリアフリー化、省エネルギー化等の設備整備
- その他、宿泊者の満足度向上に資すると認められる事業

※ 景観法及び鳥羽市景観条例に基づく届出が必要な場合は、適正に手続きを行ってください。

※ 景観形成基準を踏まえ、周辺環境との調和に配慮してください。

## ■補助対象経費

対象事業の実施に直接要する経費

工事請負費/修繕費 / 設備・機器、備品の購入費及び設置費/設計費/工事監理費 等

## ■補助金額(上限: 300万円)

○ 200万円以内の部分: 10/10

○ 200万円を超える部分: 1/2

## ■申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて提出してください。

【主な提出書類】

交付申請書/事業計画書(様式第1号)/収支予算書(様式第2号)/補助事業に係る見積書等の写し/事業内容が分かる資料(図面、写真等)/市税の完納証明書/その他市長が必要と認める書類

## ■審査・交付決定

申請内容について、景観向上効果、利用者の利便性向上等の観点から総合的に審査し、交付対象者を決定します。

## ■事業実施・実績報告

交付決定後に事業を実施し、完了後は速やかに実績報告書を提出してください。

## ■留意事項

※ 交付決定前に着手した事業は対象外となります。

※ 予算の範囲内での交付となります。

※ 内容に虚偽があった場合は、交付決定を取り消す場合があります。

## ■問い合わせ先 鳥羽市観光商工課 TEL: 0599-25-1157